

宿毛市における小中学校整備事業

<別紙2>

【資格申請要綱】

2018年（平成30年） 10月9日

高知県宿毛市

○宿毛市建設工事等指名競争入札事務取扱要綱

昭和60年3月1日

告示第7号

改正 平成元年1月19日告示第1号

平成2年12月10日告示第39号

平成7年1月9日告示第1号

平成13年1月6日告示第1—1号

平成17年3月22日告示第12号

平成25年7月1日告示第67号

(通則)

第1条 宿毛市が発注する建設工事等の指名競争入札に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(入札参加者の資格等の公示)

第2条 入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格申請の時期及び方法については、1月4日までに公告するものとする。

(資格審査申請書の提出)

第3条 入札に参加する資格を得ようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、指名競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を1月4日から1月31日までの間に市長あてに提出しなければならない。ただし、前段の期間内に申請書を提出できない場合は、随時に申請書を提出することができる。

2 前項の申請書は宿毛市が定めた様式又は高知県の様式とし、次の書類を添付しなければならない。

(1) 県内・市内建設業者

ア 入札参加資格審査申請書一式

イ 会社の登記簿謄本の写し

ウ 経営規模等評価結果通知書又は経営事項審査結果通知書の写し

エ 建設業許可証明書又は建設業者許可通知書

オ 納税証明書

カ 使用印鑑届

- キ 身分証明書
- ク 誓約書及び照会承諾書
- ケ その他市長が必要と認めた書類

(2) 県外建設業者

- ア 入札参加資格審査申請書一式
- イ 営業所一覧表
- ウ 会社の登記簿謄本の写し
- エ 経営規模等評価結果通知書又は経営事項審査結果通知書の写し
- オ 建設業許可証明書又は建設業者許可通知書
- カ 納税証明書
- キ 使用印鑑届
- ク 建設共同企業体協定書の写し
- ケ 誓約書及び照会承諾書
- コ その他市長が必要と認めた書類

(3) 測量・建設コンサルタント等業者

- ア 入札参加資格審査申請書一式
- イ 営業所一覧表
- ウ 測量等実績調書
- エ 会社の登記簿謄本の写し
- オ 技術職員一覧表
- カ 技術者経歴書
- キ 営業に関する登録証明書
- ク 財務諸表又は決算報告書
- ケ 納税証明書
- コ 使用印鑑届
- サ 身分証明書
- シ 誓約書及び照会承諾書
- ス その他市長が必要と認めた書類

(申請書の変更届)

第4条 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届を直ちに提出しなければならない。

- (1) 営業所の住所
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあつては代表者の氏名
- (4) 個人にあつてはその者の氏名
- (5) 使用印鑑届
- (6) 主たる営業所の電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項
(資格審査事項等)

第5条 資格審査は、客観的事項及び主観的事項についての審査の結果を総合勘案して業種ごとに入札参加者の級別の格付を行うものとする。ただし、入札参加者の数が少ない業種については級別の格付を行わないことができる。

(客観的事項)

第6条 客観的事項は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3項で定める審査の項目及び基準により行うものとする。

2 建設業者で国土交通省又は高知県において経営事項審査を受けた経営事項審査結果通知書を市長に提出しなければならない。

(主観的事項)

第7条 主観的事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 審査基準日の属する年の前2年における完成工事の工事成績
- (2) 審査基準日の属する年の前2年における工事の経歴
- (3) 審査基準日に属する年の前2年における工事の安全成績
- (4) 保有建設機械
- (5) 労働福祉の状況
- (6) 下請状況
- (7) 技術者数

(資格審査申請者の有効期間)

第8条 本資格審査は、県内業者1年間、県外業者2年間これを有効とする。ただ

し、第3条ただし書の随時に提出された申請書の審査の場合は、前段の期間から資格を決定するまでの期間を差し引いた残期間とする。

(資格審査結果の通知)

第9条 本資格審査の結果について、資格審査申請者より請求があったときは、当該申請者に対してその者にかかる審査結果を通知するものとする。

(指名基準)

第10条 入札参加者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 指名回数
- (2) 工事成績
- (3) 不誠実な行為の有無、その他信用状態
- (4) 手持工事の状況
- (5) 技術者の状況
- (6) 当該工事施行についての技術的特性
- (7) 当該工事に対する地理的条件
- (8) 市税滞納の有無
- (9) 第6条の規定による客観的事項の総合審査数値
- (10) 第7条の規定による主観的事項

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年1月19日告示第1号)

この告示は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月10日告示第39号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年1月9日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日告示第1—1号)

この要綱は、公布の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成17年3月22日告示第12号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日告示第67号）

この要綱は、告示の日から施行する。